

「観光地域づくり法人（DMO）登録支援業務委託」に関する  
プロポーザル募集要領

## 1 業務の目的

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の観光地域づくり法人（DMO）の登録申請にあたり、ビューローを取り巻く現状と課題、他 DMO の取り組み状況等の調査を踏まえたうえで、観光庁へ提出する「観光地域づくり法人形成・確立計画」作成等の支援業務を委託するもの。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託

### (2) 業務期間

契約締結日から令和7年10月31日

### (3) 業務内容

別添観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託仕様書のとおり

### (4) 委託料上限額 2,490千円(消費税及び地方消費税を含む)

## 3 応募資格

以下の全ての要件を満たす事業者であること。

- (1) 令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「調査(社会系)」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 本企画提案の公告の日から契約候補者選定までの間に国または地方公共団体及び名古屋市競争入札参加資格の停止期間がないものであること。
- (3) 事業者が共同して提案することも可とする。その場合は、代表者を定めること。ただし、1事業者が2つ以上の共同提案へ参加すること、または、共同提案に参加しながら単独で応募することは不可とする。
- (4) ビューロー及び関係スタッフとの連携を取りまとめ、随時進捗管理を行うとともにスケジュールに沿ったディレクション、成果物を納品できる能力を有する事業者であること。
- (5) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (6) 本件に関し、適宜作業内容の打合せが可能であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員と関係しその統制下にある団体ではないこと。

#### 4 選定スケジュール(予定)

令和7年4月7日(月)～	募集要領公表・公募開始
4月14日(月)	質問票(様式1)提出期限 午後4時まで
4月17日(木)	質問に対する回答 午後4時までに公開
4月23日(水)	企画提案書提出期限 午後4時(必着)
4月30日(水)	選定委員会(書面審査)
5月上旬	契約締結

#### 5 応募手続きについて

- (1) 担当窓口 (公財)名古屋観光コンベンションビューロー  
経営戦略 TEAM  
担当:森、篠邊(ささなべ)  
電話:052-201-5733  
住所:〒460-0008  
名古屋市中区栄二丁目10-19名古屋商工会議所ビル11階  
<メール>keiei@ncvb.or.jp
- (2) 募集要領等の配布について
- ア 配布期間 令和7年4月7日(月)～4月23日(水)
- イ 配布方法 名古屋市観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」財団ページ 内  
において公示する。  
<ホームページアドレス>  
<https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>(お知らせページ)
- ウ 配布内容
- (ア)「観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託」に関するプロポーザル  
募集要領(本紙)
- (イ) 別紙\_様式1～7
- (ウ)「観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託」仕様書
- (エ)「観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託」審査基準
- (3) 本業務の仕様に関する質問と回答について
- ア 質問票 別紙(様式1)
- イ 質問受付期間 令和7年4月7日(月)～4月14日(月) 午後4時まで
- ウ 質問方法 メール利用のこと。
- エ 宛 先 <メール>keiei@ncvb.or.jp
- オ 件 名 「観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託」
- カ 回 答 名古屋市観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」財団ページ

内において4月17日(木)午後4時まで公開する。

<ホームページアドレス>

<https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>

## 6 企画提案書等の提出及び注意事項について

### (1) 提出書類

#### ア 参加資格確認申請書類

(ア) 参加資格確認申請書(様式 2)

(イ) 名古屋市内に本店、支店又は営業所等があることを証明できる書類(登記事項証明書又は納税証明書等。ただし、令和5年度及び6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、名古屋市内の本店、支店又は営業所等で登録している場合は不要とする。)

#### イ 企画提案書

(ア) 表紙(様式 3)

(イ) 業務実施体制(様式 4)

(ウ) 業務の実施方針及び手法(様式 5)

(エ) 業務実績(様式 6)

#### ウ 見積書

(ア) 見積書(様式 7)

(イ) 積算内訳書(様式は自由)

### (2) 作成に当たっての注意事項

#### ア 企画提案書

(ア) 正本(1部)及び副本(5部)の合計6部を作成すること。

(イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を添付すること。

(ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。

(エ) 提案者1者につき1提案に限ること。

#### イ 見積書

見積書及び積算内訳書は封筒に入れて封印し、封筒の表面に件名及び提案者の商号又は名称を記載したうえで提出すること。

#### ウ その他

(ア) 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された提案書等は返却しない。

(ウ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。

(ただし、ビューローから指示があった場合を除く。)

### (3) 提出締め切り及び提出方法

ア 提出締切 令和7年4月23日(水) 午後4時まで(必着)

イ 提出方法 郵送(配達証明に限る)又は持参

宛先 (公財)名古屋観光コンベンションビューロー

経営戦略 TEAM 森、篠邊(ささなべ)

住所: 〒460-0008

名古屋市中区栄二丁目10-19名古屋商工会議所ビル11階

## 7 審査

「観光地域づくり法人(DMO)登録支援業務委託」企画提案選定委員会が行う。なお、企画提案参加者が5社を超えた場合は、一次審査のうえ、総得点が高い上位5事業者による最終審査を行う。

### (1) 第1次審査(書面審査)

提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別添の評価基準に従い書面審査を事務局員が行う。

### (2) 第2次審査(書面審査)

ア 日 時

令和7年4月30日(水)

イ 方 法

提出された企画提案書等について、書面審査を選考委員会が行う。

### (3) その他

審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。

## 8 審査結果の通知・公表について

第2次審査の結果は、全提案者に書面にて通知するとともに、名古屋市観光公式サイト(名古屋コンシェルジュ財団ページ)内において順位と点数を公開する。

<ホームページアドレス> <https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>

## 9 その他

### (1) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は無効とする

(ア) 本募集要領に示した参加資格を有しない者の提案

(イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(ウ) 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(エ) 見積もり金額が2(4)における契約上限金額を超える提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(カ) 仕様書上示した内容を満たしていない提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加

資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

- (2) 本企画提案に参加を希望する者で、3(1)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けること。

<ホームページアドレス><https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

<提出先>

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係(名古屋市役所西庁舎 11F)

住所: 〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話: 052-972-2321

- (3) 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が令和7年4月改正、同年10月に施行されることが予定されているが、本委託業務は現行のガイドラインの基準にしたがい「観光地域づくり法人形成・確立計画」作成等の支援とする。

なお、「観光地域づくり法人形成・確立計画」は、現行のガイドラインにしたがい、令和7年9月までの間に観光庁への提出を予定している。

## 10 契約手続き等

- (1) 委託料上限額

2,490千円(消費税及び地方消費税含む)

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、ビューローとの打合せに要する費用を含む。

- (2) 契約方法

受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。

- (3) 委託料の支払

原則として精算払いとする。

- (4) 一括下請け及び再委託の禁止

業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- (5) 個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。

- (6) 契約書及び仕様書

別途作成・提示する。